

会上程されるため、多くの場合円滑な意思決定が行われる。問題点としては、大学教授会、学部教授会、学科会、部会、委員会などはそれぞれ原則として月1回の開催であり、内容によっては部会や委員会より上申された案件について大学運営委員会から差し戻されるような場合があったり、さらには人事など理事会での決議が必要なものがあるなど、全体的に最終決定までに多くの時間を要するという点である。

**【課題・方策】** 民主的な意思決定の長所を保ちつつ、各会議の一層の効率化を進める必要がある。意思決定までに多くの時間を要する問題に関しては、インターネット等を十分に活用した会議や意思伝達方法の改善を進めると共に、関係事務部署のさらなる機能アップが重要である。また各案件については、いわば「下から」の幅広い意見を吸い上げるべきものと、「上から」の方針の提示という基本的な考え方を予め明確にしていくなど、案件自体の整理も必要である。さらに試行錯誤を繰り返しつつより適切な意思決定のプロセスを模索していく必要がある。

#### 4 教学組織と学校法人理事会との関係

(A群:教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性)

**【現状の説明】** 本学は学校法人聖学院が設置する大学である。同法人は、寄附行為に「本法人は新約聖書に表示された基督教主義に基づき学校教育を行う」と目的を明記し、本学の他、同キャンパス（以後、「さいたま上尾キャンパス」と呼ぶ。）に聖学院みどり幼稚園、東京都北区中里（以後、「駒込キャンパス」と呼ぶ。）に聖学院幼稚園、同小学校、同中学校高等学校、女子聖学院中学校高等学校を設置している。また、学校法人聖学院本部事務局は駒込キャンパスにある。この他に、米国ジョージア州アトランタには聖学院アトランタ国際学校（幼稚部・小学部）を持つ。

本学における教学に関わる最高決議機関は大学教授会であり、教員人事と教育課程編成に責任を負っている。しかしながら、実際の問題としてはこれら大学で決定された事柄についても、最終的には理事会の承認、または了承が必要となることである。これは、理事会は経営上の最終責任を負わねばならないため、人事問題にせよカリキュラム等教学に関わる問題にせよ、最終的には経費・財源の問題に関わるためである。

法人としての学院の管理運営は、私立学校法に則り理事会が行い、また理事会において選任される理事長の諮問機関として評議員会がおかれている。理事会は15人（定数13人～15人）の理事で構成され、大学からは学長が職務上の理事となっているが、学外の理事の多くは聖学院高校、女子聖学院高校の出身者が占めている。評議員会の定数は29人以上31人以内であるが、現在31人の評議員で構成されており、大学からは、学長、学部長3名が選任されている。理事会および評議員会は寄附行為により毎年5月に定期会を開催する他、3月にも定例の理事会と評議員会を開催し、それぞれ予算、決算をは

はじめとする学院運営上の重要事項について審議を行っている。なお、理事会ではその他にも毎月定例会が開催されている。

理事会の下には人事委員会、学校長会、経営財務委員会が置かれており、それぞれ規程に則り理事会から委託された業務について処理し、その他重要議案を審議している。人事委員会は法人全体の人事に関する事項を審議するが、理事である各学校、組織の代表者に加え労務担当理事が委員となっている。また、法人内諸学校の管理運営全般に関わる事項を審議する学校長会は、人事委員会メンバーの他に聖学院みどり幼稚園園長、大学からは学部長が慣例により陪席している。

**【点検・評価】** 本法人は現在の女子聖学院中学校高等学校、聖学院中学校高等学校がそれぞれ 100 年の歴史を刻んできており、理事会の構成員も、役職上の理事を除いて多くは両高校の卒業生で占められている。その意味では、大学としての意見を反映しにくい状況にはあると言えるが、実際には法人全体の学生・生徒・児童・園児の半数以上を大学が担い、また、所属する教職員も同様に約半数は大学関係者が占めていることもあり、開学 18 年を経て、本学の理事会における存在と役割は重要なものとなってきている。また、理事の中には、理事長・院長が本学の大学院長、および総合研究所所長を兼務し、女子聖学院中学校高等学校長はキリスト教センター所長を兼務するなど、さらには、現理事の国際センター所長、経営財務理事、前キリスト教センター所長は、以前に本学教員であったことなどから、大学の事情を十分に理解しており、理事会、評議員会との連携協力関係は概ねに良好であると言える。

一方、理事会で審議された案件の内、大学に関わる重要事項については学長が大学教授会において報告し、事務部門においては、事務連絡会を通して大学事務局長が各事務組織に周知させている。しかし、その報告は要約的にならざるを得ず、理事会が大学教育の現状やそれを取り巻く諸条件をどのように認識し、そこからどのような問題が取り上げられ、どのように審議され、結論に至ったか、それらの過程を含めて一般教職員に理解が深まっているとは言い難い状況ではある。

**【課題・方策】** 理事会（理事長）は経営に関する執行権、大学（学長）は教学に関する執行権を持っているが、最終的な意思決定権は理事長にあり、学長の教学面における執行状況を監視する役目を担っているという原則は、本来理事会と大学の関係が良好な状態に保たれて意味をなすことである。その観点からは、現在理事会と大学との連携協力関係は良好であり、このような関係を維持、継続されるための努力を今後も続けていかななくてはならない。